

仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、「広島市水害ハザードマップ作成検討業務」（以下、「本業務」という。）に適用するものであり、本業務の受注事業者（以下、「受注者」という。）が、本業務を実施するに当たり必要な事項を定めたものである。

2 業務目的

本業務は、本市の水害リスク及び避難の考え方を住民に分かりやすく示し、災害時の適切な避難行動につなげることを目的として、水害ハザードマップに掲載する情報の整理及び地図面・情報面の構成や表示方法の検討を行うものである。

3 業務対象範囲

本業務の対象範囲は広島市全域とする。

4 履行期間

契約締結の日から令和8年12月25日（金）まで

5 関係法令等の遵守

本業務は、本特記仕様書によるほか、以下の法令及び基準等に準拠して実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 水防法
- (3) 防災基本計画
- (4) 広島市地域防災計画
- (5) 水害ハザードマップ作成の手引き（令和5年5月 国土交通省水管理・国土保全局）
- (6) 指定緊急避難場所の指定に関する手引き（令和8年1月 内閣府（防災担当））
- (7) 避難情報に関するガイドライン（令和8年3月 内閣府（防災担当））
- (8) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月 内閣府（防災担当））
- (9) その他関係法令及び通知等

6 提出書類

受注者は、本業務の契約締結後、速やかに以下の書類を提出し、承認を得るものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- (1) 委託業務実施計画書（別記様式1）
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者・照査技術者通知書
- (4) 担当技術者通知書
- (5) その他発注者が必要と認める書類

7 管理技術者及び照査技術者

管理技術者及び照査技術者は、次の資格等を有するものとする。なお、管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。

- (1) 技術士（建設部門「河川、砂防及び海岸・海洋」）又はRCCM（「河川、砂防及び海岸・海洋」）及び空間情報総括監理技術者の資格を有する者であること。
- (2) 平成28年度以降に完了した水害ハザードマップ作成業務に関する業務に従事した実績を有する者であること。

8 担当技術者

担当技術者は、次の資格等を有するものとする。なお、担当技術者は、管理技術者又は照査技術者を兼ねることはできない。

- (1) 技術士（建設部門「河川、砂防及び海岸・海洋」）又はRCCM（「河川、砂防及び海岸・海洋」）の資格を有する者であること。
- (2) 平成28年度以降に完了した水害ハザードマップ作成業務に関する業務に従事した実績を有する者であること。

9 業務管理

受注者は、本業務の実施に当たり、適切な業務管理を行うとともに、適宜本市に作業進捗状況を報告するものとする。

10 協議・打合せ

受注者は、本業務の内容及び本市の意図を十分に理解し、手戻りの生じないように留意するとともに、必要に応じ本市と協議・打合せを行い、その議事録や関係資料を作成し、協議・打合せ参加者の確認を得るものとする。

11 再委託

本業務における総合的企画、総合的業務遂行管理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

12 貸与資料

発注者と受注者との協議により、貸与が必要と判断されるものについて、貸与又は提供するものとする。なお、本市より貸与される資料等について、受注者は借用書を提出し、その重要性を充分認識した上で破損、紛失等のないよう慎重に取り扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

13 疑義の協議

本業務の実施に当たり、本仕様書及び業務内容等に疑義が生じた場合は、本市と受注者が協議の上、決定するものとする。

第2章 業務内容

1 計画準備

業務の実施に先立ち、業務の趣旨、目的等を十分に理解した上で、業務実施に当たっての方針及び作業工程を検討し、業務実施計画書及び工程表を立案・作成し、本市の承認を得るものとする。

2 資料収集整理

本業務の実施に当たり、必要となる資料を収集、整理する。

- (1) 基盤地図情報（国土地理院）
- (2) 広島市都市計画図
- (3) 洪水浸水想定区域図（浸水深、浸水継続時間）
- (4) 家屋倒壊等氾濫想定区域図（氾濫流、河岸浸食）
- (5) 内水氾濫浸水想定区域図（浸水深、浸水継続時間）
- (6) 高潮浸水想定区域図（浸水深、浸水継続時間）
- (7) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域
- (8) 指定緊急避難場所及び浸水時緊急退避施設等に関する資料
- (9) 地区界、学区区界に関する資料
- (10) 住民への周知が必要と考えられる危険箇所（アンダーパス等）に関する資料
- (11) その他ハザードマップに記載すべき情報

3 災害情報の整理

国、県及び市により公開される災害情報について、地理情報システム（GIS）データとして整理するとともに、ハザードマップへ記載する情報として整理するものとする。

4 避難情報の整理

本市が指定または協定等により避難先として扱う施設について、地理情報システム（GIS）データとして整理するとともに、ハザードマップへ記載する情報として整理するものとする。

5 作成方針の検討

想定される災害の規模に応じて住民が適切な避難行動をとることができる情報の提供を図るハザードマップとするため、本市域の水害特性や社会特性等を踏まえ、「水害ハザードマップ作成の手引き（令和5年5月）国土交通省水管理・国土保全局」に準拠したハザードマップの作成方針を検討するものとする。

6 記載事項の検討

作成方針の検討結果に基づき、ハザードマップの記載内容を検討するものとする。

主な検討内容は、次のとおりとする。

- (1) 各ハザードマップにおける図郭の検討
- (2) 地図縮尺の検討

(3) 地図面に記載する内容及びレイアウトの検討

計画規模の浸水想定区域図及び想定最大規模の浸水想定区域図並びに浸水継続時間図を記載することを基本とし、想定される災害の規模に応じた適切な避難行動を促すことができる内容及びレイアウトについて検討するものとする。

(4) 情報面に記載する内容及びレイアウトの検討

下記の項目を基本とし、想定される災害の規模に応じた適切な避難行動を促すことができる内容及びレイアウトについて検討するものものとする。

- ア ハザードマップの説明（位置づけ、使い方等）
- イ 水害の基礎知識（洪水・高潮・内水とは、計画規模及び想定最大規模の想定条件等）
- ウ 本市の水害リスクの特徴（地形的特性、過去の水害の概要等）
- エ 本市の水害時の避難体制（基本的な考え方、状況に応じた体制等）
- オ 避難行動の基本的な考え方（基本的な考え方、立退き避難・屋内安全確保等）
- カ 避難情報（避難情報の種別、各段階での避難行動等）
- キ 避難場所（指定緊急避難場所、浸水時緊急退避施設、車中一時避難場所等）
- ク 要配慮者等への配慮（高齢者等避難、ペット同行避難等）
- ケ 平常時の備え（備蓄等）
- コ 情報の入手方法（防災情報メール、避難所へ Go 等）
- サ 注意事項（想定と実際の災害との違い）
- シ 問い合わせ先・参考情報等
- ス その他記載すべき情報

7 ハザードマップ原案の作成

作成方針の検討及び記載事項の検討の結果に基づき、記載事項や表現方法を確定し、ハザードマップ原案データを作成するものとする。

ハザードマップ原案の規格は、次のとおりとする。

- (1) 規格：A3 サイズ4枚（地図面2枚、情報面2枚）を基本とし、受注者により検討した上で担当職員との協議により決定する。
- (2) 原案数：3原案（洪水・高潮・内水を各1原案）とし、原案を作成する地区については、受注者により検討した上で、担当職員との協議により決定する。
- (3) データ形式：パワーポイント（.pptx）を基本とし、受注者により検討した上で、担当職員との協議により決定する。なお、イラストレータ（Ai形式）など、本市において編集を行うことができないデータ形式は認めない。

8 報告書作成

本業務の結果をとりまとめて委託業務実施報告書（別記様式2）及び電子データを作成する。

9 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時、成果納品時の計3回を行うものとし、業務着手時及び成果品納品時には管理技術者が立ち会うものとする。

第3章 成果品

1 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 委託業務実施報告書（A4 判チューブファイル） 1 部
- (2) 電子データ（DVD-R 等） 1 部
- (3) 報告書作成に要した各種基礎データ及び GIS データ 1 式
- (4) その他本市及び受注者との協議により決定したもの 1 式

2 成果品の納入場所

受注者が本市に提出する成果品の納入場所は、広島市危機管理室とする。

3 成果品の帰属

本業務の成果品は、すべて本市に帰属するものとし、受注者は本市の許可なく公表、貸与、使用してはならない。

4 成果品の瑕疵

納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、本市の指示に従い、必要な作業を受注者の負担において行うものとする。